各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課，市町村担当課，区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長 （人事担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

殿
殿

総務省自治行政局公務員部公 務 員 課 長女性活躍•人材活用推進室長 （公印省略）

男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の更なる推進について
地方公務員の男性の育児休業等の取得の推進については，「男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の着実な推進について」（令和 4 年 12 月 26 日総行公第 153 号，総行女第 33 号），「男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 13 日総行公第 55 号，総行女第 13 号）等により，かねてより積極的な取組を助言しているところです。
令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」においては，国•地方の公務員（一般職•一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標として，2025年 までに 1 週間以上の取得率を $85 \%$ ， 2030 年までに 2 週間以上の取得率を $85 \%$ に引き上げ ることとされました。
男性が育児のために一定期間，休暇や休業を取得することは，本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに，組織にとっても，多様な人材をいかすマネ ジメントカの向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点から重要となります。また，男性育休の取得促進は共働き・共育てを定着させていくための第一歩となること，「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて官民一体となって取り組むこととされている ことから，公務員が率先して，上記の高い目標に向けて育児休業の取得に取り組むことが求められています。
令和 4 年度の地方公務員の男性の育児休業取得率については，「「令和 4 年度地方公共団体の覲務条件等に関する調查」の結果等を踏まえた地方公共団体における勤務環境の整備•改善等について（通知）」（令和5年12月25日総行公第138号•総行安第58号）別添のとおり，昨年度から大きく増加しているものの，一般行政部門にあっては $49.9 \%$（対前年度比 $+15.4 \%$ ），全体としては $31.8 \%$（対前年度比 $+12.3 \%$ ）にとどまっています（調查結果は別添 1 参照）。他方，令和 4 年度の一般職の国家公務員の男性の育児休業取得率 は $72.5 \% ~($ 対前年度比 $+9.7 \%$ ）となっており，地方公務員の男性職員の育児休業等につい

ては，取得促進に向けた取組を一層加速しなければならない状況にあるといえます。
また，本年度は，例年の育児休業取得率等に係る調査に加え，「勤務条件等に関する調査の附帯調査について（照会）」（令和 5 年9月29日総行公第 94 号）により，各団体に おける男性職員の育児休業取得率の数値目標設定状況について調査を行っているところで す（調査結果は別添 2 参照）。これらの調査結果から分かる内容を含め，男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組を更に推進していただくに当たつて留意いただきたい事項 は下記のとおりですので，引き続き，全ての地方公務員の男性が子育て等に参画できる環境整備に，より一層，計画的に取り組んでいただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては，貴都道府県内の市区町村に対してもこれらを周知してい ただくほか，各市区町村においてもより積極的な取組が行われるよう助言をお願いいたし ます。

なお，本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査•照会システム を通じて，各市区町村に対して情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は，地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 （技術的な助言）に基づくものです。

## 記

1 国家公務員における取組と同程度の取組の実施
国家公務員においては，「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇•休業の取得促進に関する方針」（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき，令和 2 年度より，子供が生まれた全ての男性職員が 1 か月以上を目途に育児に伴う休暇•休業を取得できることを目指して取組を進めている。その要点 は次のとおりとなっている。
（参考）国家公務員における取組
（1）幹部職員が子供が生まれた全ての男性職員の育児に伴う休暇•休業1 か 月以上取得を目指す方針や目標の明確化を行う。【取得方針•目標の明確化】
（2）管理職員及び人事担当課において，常日頃より職員からの相談を受けやすい雰囲気の醸成に努めるとともに，個人のプライバシーに配慮しつつ，適切な機会•手段 を通じて子の出生が見込まれる男性職員を確実に把握する。【男性職員の確実な把握】
③ 人事担当課において，制度•運用についての質問や相談を受け付ける窓口を設置 する。【質問•相談窓口の設置】
（4）管理職員が対象職員に対して，育児に伴う休暇•休業の合計 1 か月以上の取得を推奨した上で，対象職員の意向に基づき，取得計画を作成する。【取得計画の作成】
（5）対象職員が育児に伴う休暇•休業を取得できるよう，管理職員があらかじめ体制 の準備や業務分担の見直し等，業務面における環境整備を行う。【業務面での環境整備】
（6）育児に伴う休暇•休業の取得促進に係る取組について，幹部職員•管理職員•人事担当課の職員等の人事評価に反映する。【人事評価への反映】

これらの取得促進の取組の中でも，幹部職員による「休暇•休業の取得方針•目標の明確化」及び管理職員による「対象職員の意向に基づく取得計画の作成」は取得促進に

資する重要な取組であり，取組状況が低調であることが低水準の取得率につながるもの と考えられる。これらを含め，男性職員の育児休業等の一層の取得促進に向けて，国家公務員における取組と同程度の取組の実施について，積極的な検討をお願いしたいこと。

2 男性職員の育児休業取得率等の数値目標設定について
地方公務員の男性の育児休業取得率の状況は過去最高となったものの，国家公務員と比べると低水準にとどまっており，取得促進の一層の取組が求められる状況にある。

また，「こども未来戦略」により引き上げられた政府目標と比較しても，取得率及び取得期間においてまだ及ばない状況にある。

各団体における男性職員の育児休業取得率の数值目標設定状況の調査結果（別添 2 参照）からは，令和 5 年 10 月 1 日時点で 1,237 団体（ $69.2 \%$ ）で数值目標が設定されてお り，未設定の団体においても今年度末までに対応予定の団体が 304 団体（ $17.0 \%$ ）とな っている。その一方で，今年度末までの対応が困難としている団体も，市区町村を中心 に 247 団体（ $13.8 \%$ ）となっている。また，数値目標を設定済みの団体のらち政府目標 の引上げを踏まえて改定した団体は 117 団体（ $9.5 \%$ ）となっている。
男性職員の育児休業等の取得促進に係る数值目標を設定していない団体においては，国家公務員における子供が生まれた全ての男性職員の育児に伴う休睱•休業1 か月以上取得を目指す方針や目標の明確化の取組も参考に，組織として男性職員の育児休業等の取得促進に係る数値目標を設定し，幹部職員•管理職員等を含めた全ての職員に周知す るようお願いしたいこと。また，既に数値目標を設定している団体においては，政府目標の引上げを踏まえた新たな目標設定や，取得期間に係る目標の設定についても，積極的な検討をお願いしたいこと。

3 取得率が着実に上昇している団体の取組事例の参照
これまでの通知においても，取得率が大きく上昇した団体等の取組事例を紹介してき たところであるが，依然として，地方公務員の育児休業取得率や取得促進に向けた取組状況については，地方公共団体間で差が見られる状況にある。「男性職員の育児休業取得率が着実に上昇している団体の取組事例の提供について」（令和5年10月20日総行女第 25 号，総行給第 60 号）に示した好事例も参考に，男性職員の青児休業等の取得促進に資する取組の実施について積極的な検討をお願いしたいこと。

また，現在，地方公共団体の参考となるような取組事例を新たに収集しているところ であり，今後，各団体へ情報提供する予定であること。

【連絡先】総務省自治行政局公務員部公務員課公務員第四係 三木，阿部，向井
女性活躍•人材活用推進室企画係 加藤，䆶田
電話 0 3－5 5 5 3－5544（直通）
$03-5253-5546$（直通）

地方公務員における働き方改革に係る状況
～令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要（抜粋）～
育児休業等の取得状況
○ 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員
※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）国家公務員 $34.0 \%$（令和 3 年度）
民間企業 $17.13 \%$（令和 4 年度調査） は20，057人で取得率 $31.8 \%$ ，女性職員は 47,760 人で取得率 $100.3 \%$ 。
○ 男性職員の育児休業取得率は，前年度から12．3ポイント増加となっており過去最高と なっているものの，国家公務員の取得率（R3：34．0\％）と比べ低水準となっている。
○ 育児休業期間の分布状況について，男性は2週間以上1月以下が $36.2 \%$ と最も多く，次 いで1月超3月以下が23．0\％となっている。女性は12月超24月以下が $36.1 \%$ と最も多く なっている。
○ 団体区分別•部門別にみると，団体間•部門間の差が大きく，団体区分別では都道府県 （27．2\％）で，部門別では消防部門（16．4\％）と教育委員会（19．2\％）で，特に低水準となっ ている。団体区分別では指定都市，市区町村で，部門別では警察部門で，取得率が大 きく増加している。
○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については，両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が $48.2 \%$ と増加（対前年比＋6．9\％）しているものの，国家公務員 の取得率（R3：86．4\％）と比べ低水準である。

ア）男性職員の育児休業取得率（令和4年度）※括弧内は令和3年度

|  | 全合計 | 首長部局等 | 一般行政部門 | 公営企業等 | 警察 <br> 部門 | 消防部門 | 教育委員会 | $\begin{gathered} \text { (参考) } \\ \text { 女性職員 } \\ \text { 全合計 } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都道府県 | $\begin{aligned} & \hline 27.2 \% \\ & (14.9 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \hline 54.1 \% \\ (40.7 \%) \\ \hline \end{gathered}$ | $56.2 \%$ <br> （－） | $44.8 \%$ <br> （－） | $\begin{aligned} & \hline 26.9 \% \\ & (9.7 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 18.2 \% \\ & (7.3 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 17.0 \% \\ (10.6 \%) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline 100.9 \% \\ & (101.7 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 指定都市 | $\begin{aligned} & 39.9 \% \\ & (28.9 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \hline 64.7 \% \\ (47.8 \%) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 65.3 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 62.4 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | － | $\begin{array}{r} 26.6 \% \\ (15.4 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 21.7 \% \\ (16.1 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} 99.3 \% \\ (100.0 \%) \\ \hline \end{gathered}$ |
| 市区町村 | $\begin{array}{r} 36.4 \% \\ (24.2 \%) \\ \hline \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 42.6 \% \\ (29.0 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} 44.1 \% \\ (-) \\ \hline \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 35.1 \% \\ (-) \\ \hline \hline \end{gathered}$ | － | $\begin{aligned} & \hline 11.1 \% \\ & (5.5 \%) \\ & \hline \hline \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 39.3 \% \\ (25.3 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 99.9 \% \\ (99.4 \%) \\ \hline \hline \end{array}$ |
| 合 計 | $\begin{gathered} \hline 31.8 \% \\ (19.5 \%) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline 48.6 \% \\ & (34.5 \%) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \hline 49.9 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 42.0 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline 26.9 \% \\ & (9.7 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 16.4 \% \\ & (8.4 \%) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \hline 19.2 \% \\ (12.4 \%) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline 100.3 \% \\ & (100.6 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ |

 ※R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。

男性職員の育児休業取得率


[^0]イ）男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計（都道府県）】

|  |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 秋田県 | 57．0\％ | 42．3\％ |
| 都 | 2 | 岩手県 | 52．4\％ | 21．9\％ |
| 道 | 3 | 山形県 | 46．4\％ | 30．5\％ |
| 府 | 4 | 福島県 | 45．3\％ | 26．0\％ |
|  | 5 | 鳥取県 | 44．2\％ | 44．3\％ |
|  | 6 | 高知県 | 41．9\％ | 34．5\％ |
|  | 7 | 福井県 | 41．6\％ | 26．5\％ |

【警察部門（都道府県）】

| 都 |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 道 | 1 | 岩手県 | 107．6\％ | 20．6\％ |
| 県 | 2 | 秋田県 | 77．5\％ | 46．0\％ |
|  | 3 | 富山県 | 70．8\％ | 10．0\％ |

【教育委員会部門（都道府県）】

| 都道府県 |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 東京都 | 48．3\％ | 14．8\％ |
|  | 2 | 沖縄県 | 27．1\％ | 20．6\％ |
|  | 3 | 大阪府 | 25．9\％ | 16．0\％ |

【全部門合計（指定都市）】

| $\begin{array}{\|l\|l}  & \text { 指 } \\ \text { 定 } \\ \text { 都 } \\ \text { 市 } \end{array}$ |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 千葉市 | 78．2\％ | 83．2\％ |
|  | 2 | 福岡市 | 60．5\％ | 34．7\％ |
|  | 3 | 新潟市 | 58．7\％ | 33．5\％ |
|  | 4 | 京都市 | 50．5\％ | 29．2\％ |
|  | 5 | 岡山市 | 45．4\％ | 32．4\％ |
|  | 6 | さいたま市 | 44．8\％ | 32．2\％ |
|  | 7 | 北九州市 | 43．8\％ | 39．5\％ |

【消防部門（都•指定都市）】

| 指 | 団体名 | 取得率 | 前年度 <br> 取得率 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 千葉市 | $116.7 \%$ | $114.8 \%$ |  |
| 市 | 2 | 新潟市 | $60.0 \%$ | $17.9 \%$ |
|  | 3 | 福岡市 | $51.3 \%$ | $18.6 \%$ |

【教育委員会部門（指定都市）】

| 指 | 団体名 | 取得率 | 前年度 <br> 取得率 |  |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 定 <br> 都 | 千葉市 | $58.5 \%$ | $75.9 \%$ |  |
| 市 | 2 | 福岡市 | $37.6 \%$ | $15.0 \%$ |
|  | 3 | 新潟市 | $29.3 \%$ | $18.2 \%$ |

## 【女性職員】



エ）配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和4年度）
（単位：人）

| 令和 4 年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数 | 配偶者出産休暇 を取得した職員数 | 育児参加のため の休腵を取得した職員数 | いずれか又は両方 の休腵を取得した職員数 | 両休腵を合わせて 5 日以上取得した職員数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 63，128 | 49，559 | 40， 754 | 52， 631 | 30， 406 |
| （100．0\％） | （78．5\％） | （64．6\％） | （83． $4 \%$ ） | （48． $2 \%$ ） |

※令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には，いずれか又は両方の休暇制度を設けていない寸体における
「令和 4 年度中に新たに青児休業が取得可能となった男性職貝数」を含む。

## 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移


※国家公務員の最新公表値は，本資料公表時点でR3年度。
オ）両休暇を5日以上取得した職員の割合（全合計，都道府県•指定都市）の上位団体

| $\begin{aligned} & \text { 都 } \\ & \text { 道 } \\ & \text { 府 } \\ & \text { 県 } \end{aligned}$ |  | 団体名 | R4年度取得率 | R3年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 群馬県 | 74．5\％ | 42．2\％ |
|  | 2 | 佐賀県 | 68．9\％ | 62．1\％ |
|  | 3 | 福岡県 | 67．8\％ | 56．3\％ |
|  | 4 | 京都府 | 67．6\％ | 71．9\％ |
|  | 5 | 東京都 | 64．6\％ | 41．1\％ |
|  | 6 | 福島県 | 64．4\％ | 41．8\％ |
|  | 7 | 神奈川県 | 63．8\％ | 54．8\％ |


| $\begin{aligned} & \text { 指 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 都 } \\ & \text { 市 } \end{aligned}$ |  | 団体名 | R4年度取得率 | R3年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 新潟市 | 67．2\％ | 72．2\％ |
|  | 2 | 岡山市 | 64．4\％ | 64．8\％ |
|  | 3 | 堺市 | 61．8\％ | 49．4\％ |
|  | 4 | 札幌市 | 59．2\％ | 52．9\％ |
|  | 5 | 仙台市 | 58．3\％ | 53．0\％ |
|  | 6 | 熊本市 | 56．9\％ | 47．8\％ |
|  | 7 | 横浜市 | 56．7\％ | 53．4\％ |

※取得率は，調查年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて 5 日以上取得した職員数の割合である。

地方公共団体における「男性職員の育児休業取得率の数値目標設定」の状況

男性職員の育児休業の取得促進に係る数値目標の設定状況について，令和5年10月1日時点の状況を調査したもの。以下にいう「部局」とは，「一般行政部門」，「公営企業等」，「警察部門」，「消防部門」，「教育委員会」の別 をいう。

1 数値目標の設定状況


2 政府目標を踏まえた改定の有無

| 改定済み | 117 | 23 | 4 | 90 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 未改定 | 1120 | 24 | 16 | 1080 |

※部局ごとに数値目標を設定している団体について，一部局でも改定した場合は「改定済み」に計上している。 ※「未改定」には，政府目標以上の目標を設定しているため改定していない団体を含む。

※部局ごとに数値目標を設定している団体については，部局ごとに計上している。

※部局ごとに数値目標を設定している団体については，部局ごとに計上している。
＜その他の内訳＞

| （1）取得率 <br>  <br> $0-10 \% 未$ 未満 全体 | 都道府県 | 指定都市 | 市区町村 |  |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |
| $10 \%-30 \%$ 未満 | 81 | 2 | 1 | 78 |
| $30 \%-50 \% 未$ 未満 | 508 | 26 | 3 | 479 |
| $50 \%-70 \% 未$ 満 | 119 | 23 | 6 | 90 |
| $70 \%-100 \% 未$ 満 | 87 | 22 | 8 | 57 |
| $100 \%$ | 54 | 14 | 3 | 37 |
| その他（人数を定めている場合など） | 92 | 26 | 3 | 63 |


| （2）取得期間 | 全体 | 都道府県 | 指定都市 | 市区町村 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 期間の定めなし | 902 | 89 | 14 | 799 |
| 1週間未満 | 30 | 3 | 1 | 26 |
| 1週間以上2週間未満 | 30 | 8 | 6 | 16 |
| 2週間以上1月未満 | 12 | 5 | 1 | 6 |
| 1月以上 | 49 | 10 | 2 | 37 |
| その他 | 3 | 0 | 0 | 3 |


| （3）目標年•年度 |
| :--- |
|  |
| 令和6年•年度 全体 都道府県 指定都市 市区町村 <br> 令和7年•年度 327 46 12 269 <br> 令和8年•年度 484 58 6 420 <br> その他 81 2 2 77 |

5 数値目標未設定団体における対応予定

| 数値目標未設定団体 | 今年度末までに対応予定 | 今年度末までの対応困難 |
| ---: | ---: | ---: |
| 551 | 304 | 247 |
| $30.8 \%$ | $17.0 \%$ | $13.8 \%$ |


[^0]:    ※R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。 そのため，R3年度からR4年度にかけて，「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」 に分岐させて表記している。
    ※国家公務員（全体）の最新公表値は，本資料公表時点でR3年度。

